飲食店でテイクアウト販売を

はじめる皆様へ



テイクアウトされる食品は、店内での飲食に比べ、作ってから食べられるまで の時間が長くなるため、より一層の注意が必要です。

テイクアウトする食品も食中毒予防の3原則を守って食中毒を予防しましょう。

【つけない】

- ・手洗いの徹底
- ・調理器具の使い分け
- ・調理従事者の体調管理 (下痢、嘔吐、発熱等がある場合 は調理を控えましょう)

【ふやさない】

- ・食品の作り置きはしない
- ・冷蔵10℃以下、又は 温蔵65℃以上で保存
- ・放冷が必要な場合は、 速やかに冷却

【やっつける】

- 中心部までの しっかりした加熱
- 調理器具の殺菌、消毒



【気温が高くなる夏の時期は特に注意が必要です!

- ・調理後の食品は常温で長時間放置しないようにしましょう。
- ・必要に応じてクーラーBOXなどを使いましょう。
- ・刺身などの生ものの提供はやめましょう。

【お客さんへの情報提供を忘れずに!!】

- ・包装された食品などには原則、食品表示が必要ですが、お客さんの注文後に 詰めて販売する場合などは食品表示を省略できます。なお、省略できる場合で あってもアレルゲン、消費期限、保存方法に関する情報提供を行いましょう。
- ・早めに食べてもらえるよう「●●時までにお召し上がり下さい」などの情報提供を 行いましょう。

島根県のホームページでもテイクアウトに関する情報を掲載しています。

島根県 テイクアウト 衝生管理

飲食店の営業許可で出来ない行為もありますので 詳しくは最寄いの保健所までお問い合わせ下さい。



根